しかし、

る。

すなわち、「罪刑法定主義」に従りならば、ある加害行為が犯罪に該当するかどうかは法的規定に照らして判断され

この「罪刑法定主義」の考え方は、少し冷静に吟味してみるならば、

不可思議な描像を促すものでもある。

被害・リスク・予防、そして合理性

一ノ瀬 正 樹

iPS細胞の技術を用いて間接的かつ晩発的に他者に危害を加えるような場合)、それは、たとえ意図的なものであったとし ある。以前には想定されえなかった仕方で他人に害を及ぼした場合(想定されえないので例を出しにくいが、たとえば、 は、たとえなんらかの意味で加害行為であったとしても、犯罪とは見なされず刑罰も科せられない、とする考え方で らかじめ法によって規定されていなければならない、別言すれば、法によって犯罪として規定されていない行為類型 の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」に明言されてい 「罪刑法定主義」という考え方がリーガルマインドの基本であることは常識であろう。犯罪そして刑罰の内容はあ 法に規定がない以上、犯罪とは見なされない。このことは、わが国では、日本国憲法第三一条「何人も、

被害の概念

味で、犯罪とは、自然現象とは根本的に異なる。刑法学者の白井駿はこの点についてこう述べる。 ある意味で過去が創造されることにもなり、不可思議な事態であると言わねばならない。いずれにせよ、そうした意 の中で発生する出来事なのではなく、司法という制度の負荷のもとで、過去に遡る形で誕生してくる事象なのである。 時刻tよりずっと後になって遡及的に決定される、という点である。言い換えれば、犯罪行為とは、 というのは確かに不可思議であろう。そしてもう一つには、ある時刻もにおける加害行為aが犯罪行為かどうかは、 よ)などがあり、加害行為イコール犯罪行為、とは即断できないのである。刺殺行為がただちに犯罪だとは言えない S細胞の例や、 発生したとしても、それがただちに犯罪になるかどうかは断定できない、という点である。違法性の問題 るべきことになり、 るのであり、それゆえ、加害行為が発生した時点では、それが犯罪かどうかは未定である、という見方である。 なぜ不可思議か。 外科医が手術中に患者を死に至らしめてしまった場合などを想起せよ)、責任能力の問題 したがって実際上、裁判の過程を経てはじめて当該加害行為が犯罪かどうかが確定することにな ポイントは二つある。一つには、明らかな加害行為(ナイフによる他者の刺殺など!)が目 (刑法三九条を想起せ 物理的な時 (先 の i P これ 間

状態の一社会現象にすぎない(白井、一九八四、二三頁)。 将来において、あるいは犯罪とされるかもしれないものである。それは犯罪へと加工されるかもしれない素材に過ぎず、 国家権力の発動より前に「犯罪は既成である」と考えることはできない。すなわち、通常、犯罪として観念されているものは、

うこと、私の言い方に沿うならば、過去に遡るときの、遡り先の、過去時点での現象発生という*、* そして白井は、 つ注記しておいてよいのは、たとえ犯罪が、白井の言うように、 少なくとも素材としての現象はやはり一種の自然現象として当該時刻に発生していなければならないとい 犯罪 ☆が加工されていくプロセスを「可罰化加工過程」(白井、−九八四、二五頁)と呼んだのであっ 可罰化加工過程によって形成されてくるものだ いわば現実態(エ

ネルゲイア)が、 やはり織り込まれているということ、この点である。 この点の注記は、 後の論の展開に徐々に活

なものであって、 とは異なること、 いずれにせよ、 単なる自然現象とは異なるものであることを含意する。法哲学者のアントニー・ダフの言葉を引い この点が確認される。そしてこのことは、 罪刑法定主義を建て前とする以上(実際そうである)、犯罪が制度負荷的な事象であって、 犯罪「被害」という概念もまた、 連動的に、 制度負荷的

る不運とは区別された、悪いこと(a wrongful)を被ったのである(Duff, 2003, p. 46)。 犯罪の被害者は単に害を被っただけではなく、悪いことをされたのである(wronged)。 被害者は、 自然災害、 あるいは単な

そして、注記を繰り返すなら、 (harmed)」という現実態としての事実事象がやはり織り込まれていることも、 犯罪被害者は悪いことをされたのであるが、その前提として、「害を被った 確認しておきたい。

構築することを目指すものである。具体的検討素材として、二〇一一年三月一一日に発生した東日本大震災と福島第 合理性 (irrationality)」に注目しつつ、被害性をめぐる合理性概念の働きについて、その実相をえぐり出す出 えで、「予防原則(precautionary principle)」と呼ばれる被害対処についての考え方を検討し、そのあからさまな「不 本稿は、こうした論点の確認を端緒として、「被害(harm)」そして「リスク(risk)」の概念について吟味 いわゆる「放射能問題」を取り上げ、それに沿う形で議論を展開したい。 発点を したら

原発事故・放射能問題と二つのアプローチ

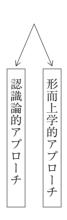
原発事故に起因する、

77

福島第一 原発事故と、それによる放射性物質拡散は、さまざまな意味で、まことに甚大なる影響を及ぼした悲劇で

あ ちの心理的 はすでに別項にて論じたので(一ノ瀬、二〇一三b)、ここでは要点を簡単に振り返るにとどめたい。 た混沌の根 た あの事故以来、 底には、 面 「の両面において、混沌状態が継続している。このことにはいろいろな要因がある。 異なる問題を同次元で論じてしまうという混同が潜在しているように思う。 混乱が混乱を呼び、論点は錯綜し、二年半近くが経った現在でも、事故の物理的 この点について私 私が見るに、こう 側面と私た

じられている、ということはおそらく前提として間違いない。津波震災それ自体は自然現象だが、そして放射線もま しかるに、事故や災害に関する規範的モラルを論じるとき、二つの異なる(場合によっては相反する)アプローチが混 た自然現象ではあるのだが、私たちが面している問題は、単に自然現象を記述的に解明するという課題ではない。道 まず、今回の問題は、 経済といった文脈において、どうすべきか、という人為的な位相での問題性が吹き出しているのである。 それは 全体として、この困難に際して私たちはどうすべきか、という規範的モラルが 主題として論



同される傾向にある。

の二つである。

放射能問題に即して言えば、 点から考える視点であり、 データ処理や確率的推定を経験科学的仕方で遂行していくことで、今後の指針を導き出そうというアプローチのこと は事故について、短期的に、とりわけ現在の現実の困難状況に焦点を合わせて規範的提言を行う視点のことであり、 ットすることになる視座のことである。これに対して、「認識論的アプローチ」と私が呼ぶのは、 私が「形而上学的アプローチ」と呼ぶのは、 究極的には、「宇宙」「死」「生命の意味」「幸福とは何か」といった形而上学的主題にコミ 放射線被曝の人体への影響、 原発事故も含めて、災害一般について長期的視点、 避難行動に伴う危険性、 被災地産物忌避の現状分析などを 特定の災害あるい あるいは永遠的!

リスク

た射程で考えるとき、

議論は大きく二股に分かれる。

どうせ滅亡するのだというペシミズムと、

そんな先

らない。

する価値観があり、 そして、こうした原発廃止運動の動機を探っていくと、安全な社会生活、 して、これは、 があり深刻な被害発生可能性があるものは、 発事故に適用するとき、有力な考え方として原発廃止運動が出てくるだろうし、実際にそうである。 ち観・幸福観があるのではないかと考えられる。 廃棄物処理や廃炉のプロセスなどを考えたとき、かなり長期的な視野をもつ運動とならざるをえない。 さらに掘り下げれば、 奇妙なねじれが発生する、 おそらく、「永遠の命」を統整的理念としてゴールに思い描くような、 ない方がよいに決まっている、という見方に基づくのだと思われ というのが私の診断であった。 ひいては長寿で健康な生活を幸福の模範と まず、 形 而上学的 アプロ 事故発生可] チ 能

この二つのアプロ

ーチを、

当為を導く規範的モラルを提示するという目的のもと、

福島原発事故と放射

そして合理性 (一ノ瀬正樹) まれる、 プローチ」は、 に見て」という射程をどこまで広げるかによって、様相が変容するだろう。哲学的に厳格に言えば、「形 見てつねに潜在する大災害によるカタストロフィー のずと結びついていく。 こうした そして人類が消滅する、という宇宙の未来史に沿った大災害を考慮に入れたモラルの提言に至らなければな 形 究極の、ほぼ確実に発生する大災害、つまり太陽の寿命がおおよそ五○億年後に尽き、 而上学的 ハンス・ヨ アプロー チ」は、 ナスのいう「未来倫理」とも対応する視点である。 ジャン= ピ エ の可能性を見据えて、 ール・デュプイの 新しい倫理学を構築しようという立場に いう「破局」 の ただ、私が思うに、 、概念、 すなわち、 地球も飲み込 而上学的 「長期的 期 的 7 お

外挿で、 ことは措いておいて、 の倫理学説は、 なんとかサバ 実際上オブティミズムを暗黙に前提している。そうでなければ、モラルを語り、 イバル 当座の人類存続に焦点を合わせよう、そうすれば、これまで人類が生き残ってきたことからの していけるだろうとするオプティミズムとの、二つである。 おそらく、 道徳的改善を目 多くの人々、

ないからだ。けれども、それはあくまで、「そんな先」のことを考慮に入れない限りである。

発廃止運動とて、原発廃止によって一層の幸福が近未来的に実現できる、とする、現在ただいまの情報レベルでのオ なんとかなる、という潜在的願望が生まれ、モラルを提起していこうとなる。そういう意味で、将来世代のための原 うからである。そして、「いま現在」さしあたり私たちは生存している、という事実に立脚して、それが保守できる**、** ある。「いま現在」のことはある程度分かっているので、どうしてもそちらへと心理的に引き寄せられてしまうだろ を採っても、「いま現在」を基点とする近傍のみを射程に入れることへと傾斜していってしまうように思われるので プティミスティックな判断に依拠していると言えるのではないかと私は思うのである。 (「ソライティーズ・パラドックス」に陥るという)本性からの帰結として、なんのことはない、「形而上学的 では、「そんな先」とはいつからのことか。曖昧性が呼び込まれてしまうことは不可避である。結局、 暧昧性

対照性をもちつつも、 れにせよ、長期を見据えた「形而上学的アプローチ」は、短期に焦点を合わせた「認識論的アプローチ」と意味的 暴自棄による行動であるとはとうてい思えない。何かを実現したいがための活動であることは疑いないだろう。 当に絶望しているならば、人は気力を失う。自暴自棄しかない。けれども、 収束にはほど遠い現状、そしてその直近地域の放射線量の高さを思うと、多くの人々が絶望的な気持ちを抱くことは い。そういう、わずかなオプティミズムが、やはりなにがしかの行動を促しているように私には思えるのである。 違いない。 しかし、 絶望しているけれども、 事実として、「認識論的アプローチ」と部分的にオーバーラップしていくことになると思われ 私たちは生きている。 何かをせずにいられない、ということなのだろうか。 もしかしたら、子や孫の世代には、 原発に対する人々のさまざまな反応が自 事態が少しは改善されるかもしれな 福島第 原発それ

「認識論的アプローチ」のプライオリティ

地域域

の外部における困難性である。

ゆ

を向けるべきは、 性とは何か。ここでは、 0 目を背けてはいけ 問 発事 題と言うよりも、 故 放射 こうした災害に遭遇した世代の研究者の責務と言ってよいだろう。 福島第一 能 ない。 問題に フィジ 原発それ自体の現状と、その直近地域の状況は、 というより、 原発が事故によって放射性物質を拡散させてしまったことに起因する、 1関してモラルの問題を考えるとき、 カ ルかつ記述的に解決していくべき課題だと思われるからである。 そうした現在進行形の困難性を少しでも解決することに向けて提言を行 当たり前のことだが、 さしあたり別にしておこう。 では、 ただいま現在生じてい ただいま発生して 原発敷 したがって、 それは 地 、る困 る おう 難 困 近 注 七 意 ラ 性

被害・リスク・予防. そして合理性 (一ノ瀬正樹) 題に対処するには、 にとどまる若者たち(とりわけ若い女子生徒たち)が暗黙的に被っている心理的ダメージ、これらである。こうした問 すなわち、 深刻であり、 の産物を生産しても忌避感という壁に当たり苦しんでいる、 る低線量被曝と、 まず、 私が理 自宅からの退避を求められ避難生活を続けている人々の避難生活に起因する苦悩、 待ったなしのイシュ 解 それによるがん発症・がん死への懸念という問題が発生しているだけである。 ï 避難生活の現状や、 ている限り、急性の放射線障害はまっ は、 生産物の放射性物質の測定値など、 放射性物質拡散から間接的に発生しているところの次のような困 たく発生していない。 被災地の生産者の方々の苦悩、 データを収集し公開していくしかな 放射線そのものについ さらには、 規制値以下の放射能値 しかし、 とくに被災地 T それ以 難性 は わ

ということを強く確 線領 これは被災地支援・被災地復興にかかわる課題であり、 地支援が置き去りにされてしまうこと、 ぜひにもここで強調したい П ・チ」 に沿う原発廃 認 視線としてはまっ た し、 正運動と、 のは、 のである。 以上の考察から分かるように、二つのアプローチは、 「認識論的アプローチ」に即した被災地支援とは、 逆に、 ここから、 たく異なるところを向いている、 被災他支援活動として、 原発廃止運動をするだけでは まさしく「認識論的アプロ たとえば「食べて応援」といった活動をする という点である。 「認識論的 ・ーチ」 まったく異なる主 オーバーラップしあう境界 に属する主題である。 アプ すなわち、 口] チ 形 による被災 횶 である

避難関連被害や被災地産物忌避などの問題とは、まったく別問題であり、きっちり区別されねばならないということ、 の姿勢を黙認することになり、長期的には大なる不利益を私たちにもたらすのではないかと批判される対象になりう といった相反の関係も浮かび上がってくる。 而上学的アプローチ」から見れば、 原発事故の責任をうやむやにして、 言い方を換えれば、 原発の是非の問題と、 このままなしくずしに原発維持 放射線被曝の健康影響や

このことが確認されてくるのである。

れるのである。電力会社の責任問題、 発生している被害を前にして、将来世代の安全を語っても、 っていくべきだが、いまはまずもって被災地復興という目前の課題へと邁進するべき時期ではないだろうか。 オリティは間違いなく「認識論的アプローチ」にかかわる諸問題にあると考えている。被災した方々において現実に こうした相反関係を前にして、私自身は、どちらのアプローチの意義も承認するとしても、 エネルギー問題は、 時間を掛けて取り組むべき課題であり、 何か的を外している、あるいは順番が違うように感じら 立ち向からべきプライ それは粘り強く行

四 低線量被曝問

積算実効線量で、 ければならない、というものであろう。この点については、私は、一ノ瀬『放射能問題に立ち向かう哲学』にお チ」に対するプライオリティを承認したとしても、そうした観点から遂行されるべき行動は、 おける放射性物質拡散の度合いの深刻さを別にすれば、 ;しく論じた(一ノ瀬、二○一三a)。 まず、 こうした立論に対して、 むしろ福島県を越えて広がっている低線量被曝問題もまた、その規模と深刻さにおいて当然に考慮に入れられな **積算実効線量で五ミリシーベルト以内、という基準で考えれば、福島県のほぼ全員に近い方々がそ** 九九パ ーセント以上の方が一ミリシーベルト以下である、 当然提起されるであろう反論は、たとえ「認識論的アプローチ」の「形而上学的アプロ 再確認しておくべき前提は、 現状、福島県民の追加的外部被曝もまた、 福島第一原発そのものと、 という点である。 被災地支援だけでは 念のため その直 事故後三ヵ月 に幅をもたせ 近 地 0]

か。

0)

影響に

ついては、

しばしば専門家でもよく分か

ってい

ない、

などと言われることが

あるが、

る。 的 ることに注意しなけ 収み重 てい の空間線量 細 í 個人線量 ts まなり、 研究報告に · る 一 タに基づく事実を、 部 た 事 計による被曝 0) ×24×36によって年間 方々 故初 てい 基づく . る。 ればならない。 を別にして、 は期の放射性 また、 (http://www.city.fukushima.fukushima.jp/uploaded/attachment/7576.pdf)° まず前提しなければ、 線量 は 3 追 ほ ウ素による若干の初期被曝はあっ 加 空間 実際の被曝線量は、 ぼゼ の被曝線量が語られがちだが、 的 內部: 線量 口である。 被曝 0) おおよそ四分の一程度になることが知られて に関しても、 実のある議論はできない。 こうした外部・ ガラスバッジなどの個人線量計によって測定されるべきで ホ] ル 人々が受ける実際の被曝線量と空間線量とは 内部被曝に たにせよ、 • ボディ・ 外部被曝に関して、 っい 家庭菜園 カウ ての ター 現状は物 0) 野菜や野生の によるかな しば 理学者 ŋ こうし の早 1 Œ 確 時 野 な測定 た客 蕳 龍 異 Ŧi. あ ts 観 が

被害・リスク・予防、そして合理性(一ノ瀬正樹) では、 ネッ られる。ということは、 敵する程 る被害である、 こうした前提のもと、 トを飛び交っており、 事実として、 の実害であると言えるの という認識に立脚していると思われるからである。 私たちの身体は、 被曝することは道徳的な意味で害悪であると捉えられていることを逆に含意しているだろう。 問うべき問題は、 それは被曝を避けることが道徳的に求められているという認識を前提しているように感じ かどうか、 最大で五ミリ 最大で五ミリシーベルトほどの被曝が、 という シ 1 間 い べ であろう。 ルトほどの放射線を被曝するとどうなってしまうのだろう 前 実際、 段で触れた反論 脱原発ならぬ 避難関連死 は 低線量: 「脱被曝」という言葉さえ (病死や自殺など) 一被曝 は 実際に生じて K 兀

く開 あ 発生する ŋ 的 一発され 確定的影響」 確定的影 はどうか。 た化学物 質や添 響」と、 は少なくとも一 標準的な疫学的見解では、 加物 発がん・がん死という結果が発生する確率に影響を与える などと比較すると、 CCCiy シーベ **積算で一○○ミリシーベルト以上を被曝するとがん死確率が○** 放射線 ル 卜 の影響は格段によく分かってい シー ż ルト 以上被曝 L 15 確率的影響」という二つが る。 Į, と現れ 明 Á な影響 ts は 的

84 る「LNT仮説」である。つまり、「よく分からない」というのは、「影響が小さすぎて分からない」という意味なの確率的影響に関しては線形に現れるという仮説を立てて対応する、というのが一般に知られた考え方である。 いわゆ のような形で現れるか、「影響が小さすぎて分からない」ので、○ミリシーベルトから一○○ミリシーベルトまでの ーセント、そうでないときよりも増大する、と言われているが、一〇〇ミリシーベルト以下では、 確率的影響が

るのではないか。だとしたら、どんな線量であれ、私たちの身体は損傷されるのではないか。 あり、実際、アルファ線はヘリウム原子核が、ベータ線は電子が、ガンマ線は光子が、私たちの身体にぶつかってく ぼすことが分かっている、ということが押さえられればよい。しかし、放射線を被曝するというのは物理的な事態で ここでは単に、放射線被曝は、ある線量(具体的数値は別として)ぐらいから上になるとデータとして見える影響を及 こうした疫学的見解については批判もあり、この論文では当然視はしないし、掘り下げて検討することもしな

問題とすべきは、「非標的効果」としての「活性酸素」による細胞損傷である、ということになるだろう。 素」を生み、それが細胞に損傷を与える、という作用のことである。このうち、「標的効果」に関しては、それとが を受ける。また、「非標的効果」とは、「標的効果」によって電離された電子が体内の水や酸素分子と反応し「活性酸 飛ばしたり と「非標的効果」である。「標的効果」とは、放射線が身体細胞を構成する原子に当たって、そこから電子をはじき ん発生との連関は必ずしも明確になっていないとされている(放射線医学総合研究所編、二○○七、八○頁)。 放射線が、とりわけ電離放射線が私たちの身体に当たると、二つの作用を及ぼすことが知られている。「標的効果」 (電離)、外側の軌道に移したり(励起)という作用のことである。これによって、確かに、DNAは損傷

ある。 炭灰、そして医療被曝など)で外部・内部双方の放射線被曝を、 一つには、 私たちは、原発事故以前から、さまざまな形 あるいは追加的放射線被曝を、 (宇宙線、ラドンガス、花崗岩、 食品中のカリウム四〇、 日常的にしている。 そ

けれども、そうなると、放射線被曝は実際の被害である、という考え方はやや奇妙な帰結をもたらす。論点は二つ

ける

度合いが高

という評価が逆に適切だということである。

曝 n を 一確には、 \$ (地 面から 的 「一定の線量以上の放射線被曝によって健康被害が出る恐れが生まれる」という言い方が適切で な健康被害の報告はされていない。だとしたら、 だと言うならば、 の放射線によって) 「被害」という言葉は空転していくだろう。 自然の状態でしてしまう地域も、 放射線被曝は被害である、 この地球上には多々 0) みならず、 あり、 というのは 五ミリシ そらした地 ーベ 理 論的 ル 域で に言え \vdash 以 上 _ の

今日利用可能な情報を注意深く収集して、 しかもかなり慎重な言い方をしても、 今 回 . の 福島原発事故

それによって健康被害が出るとは言いにくい 6 は 線量被曝に関して、 逆に、 そして、 Ŧi. ユミリ と呼ぶべ シー b き事態に近づく、 ベルトを優に超えるような線量を日常的に被曝しなければならないのだとしたら、 し積算で五ミリシーベルト程度の追加的被曝が発生したということが現実の事態であるならば、 ということでもある。 (ゼロとは言えないとしても)、というのが妥当な評価であろう。 福島第 原発直近の地域に暮らすことは、「被害」を受 それはどんど 0)

追い とい 題である。 私たちは、 ず発生してい もう一つの論点は、 つかなくなってしまう場合があり、 防御反応によってたえず修復を行っている。 呼吸をするたびに被害を被っていることになり、やはり「被害」という言葉が空虚化していく、 活性酸素による細胞損傷に対して、私たちの身体は、 て、 私たちの身体はつね 「活性酸素」 は、 に活性酸素によっ 放射線被曝に限らず、 がんが発生することがあるのである。 ただ、 て細胞損傷を受けているので、 放射線量や、 呼吸、 抗酸化酵素を備えたり、 運動、 体調や体質などにより、 食事などの日常的 いずれにせよ、 それを被害と言 アポト 活 そうした修復機 動の 1 際 ス にも (細胞の自殺) がすな てしまうと ほ ぼ う問

] を伝えることに 方で放射線被曝 なり、 の被害性を強調したり、 ま わ りめぐって有害な結果をもたらすであろう(いや、すでにもたらしている)、 「ゼロベクレ ル」を謳う商品表示をしたりすることは 間 違 た くうこ メ ッ

とする見方は

理 論的

K

不

可能であると言

わなければならない。

言

い方を換えれば、

脱

被

85 とである。

念を介して、多くの人々は、今回の福島原発事故に起因する低線量の放射線被曝がすなわち「被害」であると捉えた 線被曝は、 念はありえないのだろうか。もし、未来に発生が見込まれる可能態としての「被害」概念が認められるならば、 現実態でなければ ならない、との のではないだろうか。自然災害ではなく、人為的災害によって健康悪化のリスクが増大したこと、それは被害にほ の「被害」とは、「リスク」という概念にほかならないことは言うまでもない。私の推測では、こうしたリスクの概 のものでしかないのだろうか。未来に発生が見越される、ある種の可能態(デュナミス)としての「被害」、という概 「る細胞損傷という以上の、既在の身体異常のことを考えてきた。けれども、「被害」とは、つねに既在性あるい たとえ低線量であろうとも、「被害」として申し立てができるようにも思われる。こうした可能態として 抑制 ならないのだろうか。「被害」とは、いつでも、起こったという事実によって同定される、 的に論じよう。 ここまでの議論は、 暗黙的に、 健康「被害」ということで、がん発生という、

説得的だが、しかしそういう申し立ては、低線量被曝の被害性を成立させるのではなく、 態との差別化は難しいという点と、活性酸素が発生しリスクにさらされること自体、放射線被曝に限らずつね る健康被害のリスク、あるいはリスクの増大は、常日ごろ私たちが被っている事実であり、そうしたデフォ 念を導入したからといって、前節で述べた二つの問題点がクリアされるようには思えない。つまり、放射線被曝によ ての被害」を認めたとしても依然として困難として残る。この点に関して、原発事故の場合は人為的事故 けれども、こうした見方は、感覚的には理解できるが、理論的にはやはり画竜点睛を欠く。まず、「リスク」 態であり、 通常の放射線被曝や活性酸素の発生と異なる、 それとの差別化も難しいのではないか、という点は、「リスク」概念を媒介させて という申し立てがあるかもしれ 原発事故の被害性を主 ない 司可 が原因で 能 の概

I)

スクとは悪い結果のチャンスあるいは確率である (Perry, 2007, p. 190)。

はならない。 るだけで(誰もこのことには同意するだろう)、低線量被曝が被害なのかどうかということについては何も述べたことに るだけのことになってしまう。原発事故は人為的事故であり、 あってはならないものであった、ということを意味す

健康被害のリスクがゼロである、という状態はこの世界には存在しない。電車に乗ること、道を歩くこと、食事をす それは誤解を招く。まず、「リスク」というのは、 さらに、「リスク」というと、平常とは異なる「危険性」と捉え返してしまうことが多いように見受けられるが、 私たちが世界に生きている限り、つねに遍在する可能態であり、

性」と捉えてしまうと、リスク概念の重要な本質を見失う。「リスク」とは、 ること、在宅すること、すべてリスクを伴う。私たちはそういう世界に生きているのである。また、リスクを「危険 からである。たとえば法哲学者のペリーはこのように「リスク」を規定する。 単なる危険性ではなく、量的な概念だ

念なのであり、その際の測定基準として「確率」が利用されているのである。原発事故による低線量被曝もまた、 つまり、「リスク」というのは「あるかないか」ではなく、「どのくらいあるか」という定量化を概念的に内包する概

スクをもたらすものであると捉えられる限り、確率込みで健康影響の問題が論じられなければならない。これは、

ı)

スクを論じる際の基本である。

リスク ことを考えれば、最初から自明である、 およそはっきりしていると言える。「リスク」と「被害」は概念的に異なるのである。「被害」とは基本的に現実態で **らのに対して、「リスク」は可能態だからである。このことは、** 「このように規定される「リスク」という可能態は、それ自体「被害」であると言えるのか。 とも言えよう。たとえば、私が車を運転して国道を通るだけで、 リスクがゼロでない行為が日常的にあふれてい 答えはすでに お

国道沿線に

私の背後にいる人の視野を妨害して、その人が事故に遭うリスクを高めてもいる。けれども、 暮らす人を殺してしまうリスクを発生させている (Perry, 2007, p.204参照)。あるいは、私が道に立っているだけで、 確かに言えるが、被害を現に与えているとは言えないのではないか。 (に立っていることは、すなわち他者に被害を与えているということになるだろうか。被害を与える可能性があると 私が車を運転すること

意味上個体に対して発生している「被害」とは様相を異にしているのである。 ではなく、物理的事象を主語とするような客観的な概念でなければならないだろうということは容易に推定できる。 て「確率」を導入したとき、それはどういう意味か、という問題が生じる。詳細は割愛するが、ここでの確率は、 スクがあくまで被害というフィジカルな事象を論じるツールであることからして、単なる認識的な「信念の度合い」 こうした点は、「リスク」の規定に含まれる「確率」概念を吟味することによっても確認できる。「リスク」 実際的にも、通常「リスク」は、客観的確率としての「統計的頻度(frequency)」を基礎にして語られるの しかるに、頻度は、現在ただいま個体に関して発生している事象ではないので、やはり、この点においても、 に関し ı)

は は当然湧くだろう。 在する客観的確率の概念もあり、それを「リスク」に適用するならば、「リスク」もまた、現在ただいまフィジ (the long-run propensity theory)」がプラクティカルに有望であり、それは結局、個体個体の現実事象としての に成立している事象ということになり、「被害」の一様態として申し立てることができるかもしれない、という疑問 ただし、客観的な確率解釈には、頻度以外に、ポパーに由来する「傾向性 「被害」とは概念的に異なると言わなければならない。 ではなく、「再現可能な条件」のもとでの「相対頻度(relative frequency)」として値を導き出すという考え方で 事実上、 結局は頻度説との融合に至る (Gillies, 2000, p.131ff)。だとしたら、やはり、 しかし、実は、どのように「傾向性」の確率値を宛うか、ということになると「長期的傾向 (propensity)」という、個物的 確率込みの「リスク」 事象に内 カル

さらに、「リスク」を一種の「被害」だとしたならば、当然、

被害者はそれを避ける権利をもつということになる。

89

ジ 少なくとも禁止をした側が被害の賠償をしなければならない、ということにさえなると考えるのが妥当だろう。 なるだろうか、という思考実験である。あるいは、自分が道に立っていることが他人に対してリスク増大をもたらす 転することが沿線住民にリスク増大という被害を与えるので、沿線住民が車の通行禁止を求めてよい、ということに てしまうという指摘が、 しかるに、このような権利概念を認めることで、かえって別の、まさしく現実態としての実的「被害」 ,ックがこの点、 道に立っていることは禁止されるのだろうか。そういう禁止を実行したならば、 明確に指摘している。 つとに提起されている。先の車の例を想起すれば、このことはすぐに分かる。 彼はまずこういう。 実際の被害・支障が出るので、 が逆に発生し 国道で車を運

現している社会、そういう自由社会の像にはうまく当てはまらない(Nozick, 1974, p.78)。 禁止する社会は、 たことになるのだろうか……他人に対してリスクを増大させる行為は膨大な数に上るので、そうしたカバーされていない行為を 誰 かがある行為のリスクをカバーする十分な手段や責任保険なしにその行為を遂行したならば、 特定の形で他者に危害を加えない限りさまざまな行為を遂行することが許されるという自由のための前提を体 その人は他人の権利を侵害し

そして、 それでもリスクのある行為を一律に禁止するという発想に対して、 こう断罪する。

が高 受けた者に対して、彼らが被る不利益を賠償しなければならない(Nozick, 1974, p.81)。 こうしたタイプの行為を、それは他者に対して危害を与えるかもしれないし、特定の人がそれを遂行するときには特に危険性 という理由でその行為をその者に対して禁止する場合、 自分自身の安全性を高めるためにこの禁止を行う者は、 禁止を

このように内省してみるならば、「リスクを増大させることは被害をおよぼすことであり、 よって罰したり禁止し

定量的に、過大評価も過小評価もしないよう、慎重に評価していくべきである。 たりすべし」といったシンプルな議論は、実はとんでもない乱暴な議論であり、それ自体まさしく他者に被害をもた は可及的速やかに避けるべきであり、微少なリスクを禁止してかえって別の面で有害な帰結を生じさせることも避け らすような、有害な発想であることが明白になってくる。やはり、「リスク」について考えるときは、基本に戻って、 当たり前のことだが、巨大なリスク

六 予防原則の虚妄性

るべきなのである

のだが、必ずしもそうした当然の考え方は共有されず、意思決定の基盤として「命題D」だけが取り上げられること 命題は 被曝を避けることのみをプライオリティとして主張した。「命題D」はおそらく真であろう。だが、真理を構成する ばして、「放射線被曝にはともかくも危険性がある」という命題(「命題D」と呼ぼう)だけに焦点を合わせて、放射線 になってしまった。 私の理解では、以上に展開した議論はむしろ常識の部類に属すものであって、紛れのないことのように思っていた。 「命題D」だけではない。「命題D」を含めた全体の勘案の中で意思決定すべき、というのが本当のところな 原発事故によって放射性物質拡散という事態が起こると、一部の人々は、「確率」の概念をいわばすっ飛

けされることもある (Morris, 2000 参照)。この「予防原則」の考え方は、一九七○年代のドイツで環境政策の一つと ばならない」という考え方のことである。「予防的措置をとるべきである」とする強い形(「ウィングスプレッド声明」 被害の間の因果関係が科学的に不明でも、深刻かつ不可逆な被害の恐れがある場合には、予防的措置がとられなけれ 「予防原則」とは、環境問題に関して主として欧州において取り上げられてきた考え方で、要するに、「たとえ原因と そうした動向を促した一つの要因として、「予防原則 (precautionary principle)」というものがあったと考えられる。 「科学的明証性の欠如を予防的措置延期の理由としてはならない」とする弱い形(「リオ宣言」など)と区分

る方針のことであり、「マキシミン原理」とは、「最悪の場合を考えて、それでもまだましな選択肢を選べ」とい 遺伝子組み換え食品、 している。「優越原理」とは、どんな事態になったとしても「よりましな選択肢」、つまり優越するものを選べ、とす 意思決定理論でいうところの「優越原理」、ゲーム理論で言うところの「マキシミン原理」と発想としては軌を一に 中山、 科学技術がもたらす負の効果と向 て取り上げられて以来、 簡単に言えば、「予防原則」とは、「君子危うきに近寄らず」あるい 二〇〇四、二六六~二六七頁)。 食品衛生、 気候変動、 血液製剤といった領域にも適用されつつある。そういう意味で、「予防原則」 かい合うために『法』が今日訴えることのできる重要な手立てとなりつつある」 生物多様性といった問題へと適用されていき、今日では、 は 「転ばぬ先の杖」という方針 環境問題を越えて、 のことであ

は

そして合理性 (一ノ瀬正樹) きだ」とする「予防原則」の考え方と共鳴しあらと思われるからである。 略であり、両者とも「確率」は主たる要素として考慮せず、最悪のケースを想定することによって選択決定をすると いら考え方である。 こうした「予防原 そうした姿勢は、 〔則」の考え方は、一見して大変説得力がある。 やはり「確率」 は問題とせずに、 誰しも、 「深刻かつ不可逆な恐れをとにかく避けるべ 異臭のする食物は念のた 8 避けるだろう

道路を横断するときには左右確認をする。「最悪のケース」を避けようとする。このように直観されるので、

有益だ、ということに気づく。 生直後は、 べきだ、 くの人々は、 と主張したのだろうと思われる。 け 避難するしか道筋はなかった。 放射線被曝に関しても、 れども、 少しく冷静に考えるならば、「予防」という行為は、 暗い道で危なそうなので、 「最悪のケース」――この場合は「がん死」だろうが この主張それ自体に関しては「予防原則」は正し なんの情報もないし、心理的にも切迫するのは無理からぬところだったか 「君子危うきに近寄らず」としてそこを通らないと考えて ろいろな条件が いし、 ――を避けるよう行動す 整っているときに 原発事

予防。

が塗られていたらどうか。 そこしか道はなく、 しかも後ろから火が迫ってきた、 同じことは「予防原則」にも当てはまる。環境問題で「予防原則」 という場合はどうか。 「転ばぬ先の杖」 が適用 と言っても 可 能なよう

91

92 に考えられるのも、 ·確認をしても別に私たちは損害を受けないし、腐った食品を取らなくても飢え死にしない。 予防行為をすることで別の大きな支障が生じないという条件が整っているからである。 そういうことが暗黙的 道路の左

.前提されているからこその予防行動なのである。これは当たり前のことだろう。

方に対して、当初からなんとも居心地の悪さを感じないではいられなかった。というより、明白におかしい、 きである、という主張だけが正当であるかのような扱われ方がなされたのであった。けれども、 ていたのであった。 論争の決め球として用いられた。被曝には致命的な危険性があるのだから、「予防原則」に従って、それを回避すべ はほとんど無視された。「予防原則」は、 にもかかわらず、放射線被曝に対して「予防原則」を適用しようとするとき、そうした条件が整っているかどうか 無条件的に妥当する意思決定の基本的かつ普遍的な原理であるかのように、 私は、こうした論じ

だけで活性酸素が発生している)、少しでも危険性のあるものは避けよ、という「予防原則」を一般的に採用するのだと 私には不可思議、というよりびっくり仰天することだったのである。 妄性は誰にとっても明らかであるはずなのに、なにゆえその虚妄性を欺瞞的に糊塗しようとする人々がいるの れるのだから、「予防原則」を採用することは、 の生活には (あまり当然すぎて言うにも恥ずかしいが)、 ないか、 正直な言い方をしよう。「予防原則」 呼吸も食事も散歩も禁止されなければならないことになる。しかし、そうだとしたら、 よって「予防原則」はどこか狂っていると疑うべきなのではないか。 (場合によっては致死的な、つまり不可逆的な)危険が発現する可能性がつねに充満しており が無条件的に妥当する、などということは明らかに虚言であり、 呼吸や食事の危険性を強調するのはおかしいのではないかと疑うべきなので 私たちの生命を脅かすことになる。私たちは、 先に「リスク」に関して述べたように、 呼吸も食事も禁止さ 当然のことながら ンはこのように (呼吸をしている そうした虚 私たち かが、

この点は、 ノメリ カの哲学者サンスティーンがつとに指摘していることでもあった。 サ ·ンステ ィ | |

誤った警告であることがしばしばである (Sunstein, 2007, p. 130)。 被害は結局のところ注意を払うに値する警告ではなく、かえって、不当な恐怖とさまざまな種類の重大な社会的損失を生み出す 被害を暗示する証拠は、 しばしば事柄のあらゆる側面において見出される。そしていかなる場合でも、 そのように暗

である、ということになるのだ。サンスティーンはこの点についてこう表現する。 そうであるなら、 奇妙な事態が招来される。「予防原則」に従うならば、「予防原則」それ自身が採用禁止されるべき

「予防原則」 求する措置それ自体が同時に禁止されるという、麻痺状態(paralyzing)になる(Sunstein 2007, pp. 125-126)。 防原則」は、 「予防原則」に関する本当の問題は……それが指針を提示しないという点である。 を、 規制を含む、あらゆる行動方針を禁止してしまうのである。「予防原則」を真剣に受け止めると、「予防原則」 その発想の原点に忠実にしたがって、「確率」を度外視して、 原則が間違っているというのではなく、「予 最悪のシナリオをつね に想定して意思

道徳のディレンマ

決定するという一般的な意思決定基準として捉える限り、自己矛盾に陥り、不合理性の中で麻痺状態に陥るのである。

ば、「予防原則」を表現する仕方が複数あり、しかもどう考えてもすべてが同値とは言えないので、そもそも「予防 かなる指針をも示せない、という決定的難点だけでなく、他のいくつかの批判もすでに突きつけられ 実は、「予防原則」に対しては、上に述べた、自己矛盾・自己麻痺に陥る、それゆえ「原則」とは名ばかりで、い ている。

う点も指摘される。たとえば、「リオ宣言」などに出ている「不可逆的な被害」というときの「不可逆的な 原則」とは何であるかが不明である、 という点もかなり致命的である。 また、 個々の表現の中身も明晰でない、 (irre-

93

とはどういう意味か。 versible)」とは、どういう意味か。あるいは、「予防原則」でしばしば述語として使用される「カタスト したら、「予防原則」の規定は有名無実となってしまうのではないか(Manson, 2013参照)。 ・」なのか。さらに厳密に言えば、「熱力学第二法則」に従う限り、森羅万象は不可逆的であるとも言いうる。 津波被害は不可逆的か。 火災被害はどうなのか。そもそも各個人の「死」は「カタストロフィ 口 フィ]

代の戦の戦略を考えれば分かりやすい。一つの場所の守りを固めるため兵力をそこに集中させると、別の場 概念である「リスク」の考え方をすっ飛ばして、量的思考ではなく「あるかないか」の思考を採用して、危険性のあ get risk)」と呼ばれる)を避けようとすることによって、別の新たな「リスク」(「対抗リスク(countervailing risk)」と 念が復活する。すなわち、この批判の趣旨は、「予防原則」的考え方を採用して特定の「リスク」、「目標リスク 合、それぞれの危険性は確率込みの蓋然性と考えられるので、こうした「予防原則」批判の文脈では「リスク」 るものは避けよ、としたもともとの「予防原則」の思想を換骨奪胎してしまうだろうという、そういう論点にある 険性が生まれてしまうという、考えてみれば当然至極の事態に着目することによる「予防原則」批判である。 (Graham and Wiener, 1995, pp. 10-12参照)。一つのリスクを避けると、別のリスクが生じる、ということは、 「リスク・トレイドオフ (risk tradeodffs)」の考え方が導入されなければならず、それは結局、「確率」ひいては量 ここで特に注目したいのは、「予防原則」によって特定の危険性を避けようとすることによって、 背後にも敵がいる場合は、守りを固めた場所は安全になったとしても、戦況全体としてはやはりあぶないのであ 手薄になる場所の背後に、同盟する大名が控えている場合には、そうした兵力集中は大変有効である。 が生まれるのは必定なので、結局は「リスク」と「リスク」を比較して方針を意思決定していくという、 まったく別 所が手薄 戦国時 この場 の概 の危

擁護もありうるだろう(Sandin et al., 2013参照)。実際、中山竜一が報告しているように、二○○○年に発せられた に対して、 「予防原則」 の中に 「リスク・トレイドオフ」の思考法を内在させるという方向での

る。

をなき物にしてしまう、自己破滅的な議論だと思う。 則」という呼称に執着するのか。 脈での「予防原則」とは、確率込みのリスク評 分析」がときとして必要であることが触れられている(中山、二○○四、二六七~二六九頁)。だとしたら、こうい 予防原則」 「予防原則に関する欧州委員会報告」では、 が提唱されたのではなかったのか。 伝統的な意味でのリスク論的思考つまりは期待効用最大化原理の考え方に対比的に、 「予防原則適用に当たっての指針」という章があり、そこでは 私は、 価・リスク管理と異ならない。 こうした「予防原則」 擁護は、 しかし、ならば、 結局、 「予防原則」という発想 なにゆえ「予 「費用便益 う文

単純化すれば、 勧奨する言説が被災地にとどまる人々に対して与える、将来に対する心理的ダメージなどである。 域であるという理解によって生まれる被災地産物 よって生まれる「対抗リスク」は、 述べよう(全体の状況を見るためには、 となり、 る放射性物質拡散という事態に面したとき、私たち(とりわけ、 「目標リスク」は、 さて、 では、 何が「対抗リスク」となるのか。 今回の福島原発事故に沿って、放射線被曝に対して「予防原則」を適用する際、 次の図1のような二つの選択肢に直面している、ということになる。 言うまでもない、「放射線被曝」 避難行動による被害 俯瞰的単純化は十分に有用である)。放射線被曝に 紙幅の関係もあるので、ずばり要点のみを、 (生産者が規制値以下に抑えて生産したもの) のリスクである。 (病死、 福島第一原発直近の場所以外に暮らす東日本の人々) 自殺、 それに対して、「目標リ 健康悪化、 避難生活の不便など)、 「予防原則」 ある程度俯瞰的 への忌避・差別、 スク」を避けることに 何が を適用する場合、 つまり、 . 「] 避難すべき地 に単 標 事故によ 純化して IJ 避難を ス は ク

避難する・

避難を勧める

図 1

自宅にとどまる・

「■」は損失であり、「○」は便益である。また、()は、現実態ではなく可能態である、という意味である。

を取り、 物忌避の傾向は依然として続き、福島の生産者が呻吟していることはいうまでもない。また、多くの人々が避難行 動不足による肥満や高脂血症の増大の報告がなされている。また、避難すべき地域であるという理解による被災地産 ra et al., 2013)。そして、死亡まで至らなくとも、仮設住宅などでの避難生活の困難さは想像に難くない。実際、 て見積もっても五ミリシーベルト以内にほぼ全員が収まるからである。しかるに、東京大学大学院医学系研究科によ 能態として捉えられる。なぜなら、すでに四節で触れたように、現状、福島県民の内部被曝はほぼゼロであり、外部 れる。ただ、現状では、これが、そうでない場合と比べて、どれほど便益をもたらすか明らかでないので、便益は可 る「後ろ向きコホート研究」にしたがえば、避難後の高齢者の死亡率は避難前の二・七倍に増大したという(Nomu-被曝もまた、事故後三ヵ月の積算実効線量で、九九パーセント以上の方が一ミリシーベルト以下であり、幅をもたせ 「目標リスク」を重視して、「避難する・避難を勧める」という選択肢を採った場合、放射線被曝のリスクを避けら それを他人にも勧奨するとなると、福島の若者に与える影響は大きい。中西準子はこの点、懸念を表明して

とても辛いです。今回のことで言えば、福島の女の子たちが、そういう差別という被害を受けているかもしれないと思うと、考 れない人の不安を大きくし、また、差別を呼び込んでしまうことです。そのことがリスクを表に出すことで起きてしまうことが えてしまうのです(中西、二〇一二、七六頁)。 リスク評価研究をしていて、実は気の重いことがあります。それは、非常にささやかなリスクを語ることで、暴露したかもし

中西は、こうも述懐している。

予防.

スクを語るということのデリケートさに思いを致さないではいられない。ともあれ、死亡率がおよそ三倍になっ しば しば、 「影響は 大きい」と警鐘を鳴らすことで、 特定の人が不幸になってしまうことに、 その時、 気付きました (中西

難せずにそのまま住み続ける人々の健康状態が、仮設住宅に暮らす人々に比べて良好である、 るので、仮設住宅などでの生活に比べて、健康によい。実際、比較的高い空間線量の地域である相馬市 益もある。 「■」は()付きである。けれども、それ以外に何も被害を被らないわけではない。被災地のインフラの不十分さ まった場合あるいは自宅に帰還した場合のことを考えてみよう。この場合、まず、放射線被曝というリスクを被る。 からくる困難、 しかし、すでに述べたように、そのリスクが顕在化して「被害」となるかどうかは判然としない。よって、 に照らして、「■」を五つにした。 これに対して、以上に述べたような「被害」の発生、 避難生活の困難さ、 一つは、 放射線被曝に対する心理的不安、などは現実態としての「被害」であろう。ただ、とどまることの便 自宅を保守できる、ということである。これは大きい。また、 産物忌避、 心理的傷を勘案して、 すなわち「対抗リスク」を考慮して、 しかもそれがすべて現実態としての「被害」であること おおよそ日常的な生活を続けられ という報告がなされて 避難せずに自宅にとど 玉野地 区 その K

リスク うのである。 ていると考えることができる。一方の道筋を選択して、特定の便益を得よらとすると、 行動を勧奨する人の観点、そして社会全体の損益というすべてを勘案したとき、一 いる。以上より、現実態としての「■」は二つ、「○」も二つにした。(5) た点が確認できるだろう。今回の事故によって、私たちは、いずれにせよ被害性がなんらかの形で避けられないディ こうした条件のもと、私たちは選択を迫られた、あるいは迫られている、 「道徳のディレンマ」のモデルケースである「トロリー問題」と構造が酷似している点からも、 わけである。 種の「道徳のディ 別の損失・被害を招い この場合、 ンマー の観点と てしま

射線被曝によってがん死したりしてしまったら、大変に悲しい。しかし、避難生活のストレスの中で他の病気で亡く と捉えている人々には私の議論は受け入れられないだろう。私は、家族が放射線被曝による急性症状で死んだり、放 被曝によるがん死は、 ンマに陥らされてしまったのである。原発事故というものの罪の深さを思わないではいられない。ただし、放射線(6) 自殺死してしまった場合も、 避難生活による病死や自殺死などと比べることのできない、圧倒的に悲惨で特別な死である、 同様に悲しい。悲しさに相違はない。 相違がある、 と捉える方々とは、

八 合理性のキネマティクス

折り合えない。

をついているのではないか。大変に大きな疑問である。先に引いたサンスティーンもまた、この疑問を率直に述べて 低線量被曝の危険性のみを訴え続ける人がいるのだろうか。本気でそれが正しいと思っているのだろうか。自分に であった。私はこれは紛れなどないと思う。むしろ、考えるまでもなく、自明だと思うのである。だとすると、 て、つまりは線量がどれくらいかといった定量的思考を交えて、意思決定すべきである、という至極当たり前の論点 方を検討した。そこから理論的に確認されたのは、すなわち、低線量被曝のリスクとその他のリスクとを比較考量し いは生じてしまった見方、すなわち、低線量被曝を被害性と捉えて、何よりそれを回避すべきではないか、という見 し、どうしても浮かび上がる疑問がある。なにゆえ、あんなにも自己矛盾的で不合理な「予防原則」を声高に叫び、 以上、「認識論的アプローチ」にのっとって放射能問題を考えていったとき、おのずと生じるであろう見方、

、たるところにリスクが存在しているという事実に直面したとき、「予防原則」 が魅力的に思われるということには謎がある

そして、こう喝破した。

をしているのである (Sunstein, 2007, p. 131)。 から一部の部分集合だけを人々が選び出しているから、というものである。言い換えれば、「予防原則」を用いる人々は目隠し いることは理解できない……もっと興味深い答えは、「予防原則」が指針を示すと思われる理由は、 を生み出すなら、そしていかなる行動指針にも最悪のシナリオが存在するなら、「予防原則」が真の指針になると信じる人々が 私たちは、 なにゆえ合理的な人々が「予防原則」を支持してしまうのかについて問う必要がある。「予防原則」自体がリスク 実際に存在するリスクの中

知バイアスの概念を挙げている。 にも知られることになった「手に入れやすさ(availability)」や「損失忌避(loss aversion)」といった、心理学的な認 サンスティーンは、こうした不合理な事態を説明する要因の候補として、ツベルスキーとカーネマンの研究以来

私は、しかし、他の接近法があると感じる。私にとって有力に思われるのは、「自己欺瞞 (self-deception)」という

デイヴィドソンが鋭くも看破した「不合理性のパラドックス」の亀裂が顔をのぞかせている。 をさぐるのか、それとも人々は不合理な思考にしばしば陥る、という事実記述で話を終えるのか。ここには、かつて 不合理性の事態をここに見届ける、というものである。ただ、あらかじめ考えておくべき問いがある。すなわち、で 不合理性や自己欺瞞をここに認めて、それをどうしようというのか、という問いである。その心理のメカニズム デイヴィドソンは、

安と不整合性のせいにしてしまうと、そもそも不合理性の診断を正当化するのに必要とされる合理性という背景を撤回してしま もし不合理性をあまりにうまく説明してしまうと、 それは隠れた形の合理性であることになってしまう。 他方で、

不合理性を診断する能力を単に損なってしまうだけになってしまう(Davidson, 1982,

まだ詳述できるほどに考えが熟していないが、 最後に、 この根本的な問題についての私のアイディアを素描

た の実相なのではないか、 却していた側面を再び想起して、その「合理性」概念が阻却される。おそらく、こうした事態が自己欺瞞や不合理性 「アリストテレスは、 ヴィドソンは、「アクラシア」に代表される不合理性や自己欺瞞を論じる過程で、アリストテレスの議論に言及し、 のみ論じられる傾向にあるが、それだけでなく、人々が「合理性」をそのつどどう実際に捉えているか、という「通 べている。こうした、 理解が当ては 的 「デルにして考えられがちであるがゆえに、「無時制的(tenseless)」あるいはせいぜい「共時的に !面したとき、衝撃や恐怖のゆえにだろうが、何かを忘却した状態で「合理性」を捉える。 それは、「合理性」(つまり逆に言えば「不合理性」) (diachronic)」な視点を加えて「合理性」を捉え直していったらどうだろうか、というアイディアである。 意志の弱さは一種の忘却に基づいているという考えを示唆した」(Davidson, 1982, デイヴィドソンのいらアリストテレスの議論は、 と思うのである。少なくとも、 というのは、どうしても、 自己欺瞞を後で認めたり、後悔したりする場合には、こうし 大きなヒントになる。 「論理的真理」とか しかし、 人々は、新しい事態に 後になると、 | 論理的

視点からする「合理性」であり、 そのつどの個別 「合理性」は、場合によっては、第二の「合理性」によって「不合理性」として位置づけられる(カルト教団の教義 このように通時的に事態を捉える場合、「合理性」には少なくとも二層構造があることになる。 が状況 大安や友引の日を考慮しながら行事を行うことは合理的である)。もう一つは、一定の期間内での持続する ・個人レベルでの「合理性」であり、 これは複数の人々の共同観念 これは万人において合致している必然性は (共同幻想?) によってゆるく構成され 一つは、 ない

く 可 して、 うなありようをしているということなので、
 免れた描像だと思うのである。 そのまま全面 け によって荒修行を行うことは社会的には不合理とされる)。 方で描 っである。 しかるに、こうし 能性を秘 通時的 に陥る考え方ではない かれる合理性・不合理性の描像は、 しかし、 な運動という事実記述的な視点を混ぜ込める、 的 8 に放置してしまうのでも る (近世初期までは、 第二 た描像のもとで合理性・不合理 の 「合理性」 か。 そして、 しかし、 健康のため水銀を飲むことは合理的だったが、 もまた、 これはつまり、 ない。 私は、 これを「合理性のキネマティクス」と呼ぶことができるだろ 決して不合理性を合理性に帰着させているわけでもないし、 デイヴィ 不変不動のものなわけではなく、さらに長い ここに深刻な問題が 性を捉えるということは、 そのように位 時間 ドソンの言う「不合理性のパラド ということにほかならない。 の経過とともに「合理性」 置づける主体が本人である場合、 あるとは思わ いまは違う)。 合理性という高度に規範的 ts い 概念が 本稿の] これは、 い ク スパンの中で変容 スス」 ずれ いわば運動して 冒 れにせよ、 か 例 頭 らは 後悔 の「自

な概念に

然主

的

かろうじ 不合理性

7

こうし

た

が

生

じ

しるわ

7

来的に ことが Ŕ という考え方であった。つまり、 う記述的事実を踏まえた うえで、 法定主義」の考え方に立ち戻ってみよう。 しても、 規範性の傾きを内包している、 規 合理: 人々の漠とした不安感や恐怖感それ自体を「放射線被曝による現実態としての直接的被害性」 範性として成り立っている様相にも、 的 である、 とする見方が将来的に形成されてくるかもし 実は、「被害」の概念もまた、 制度負荷的な、 つまりは事実性と規範性の混合なのであった。 それは、 事実性が混合されていることも奇妙 9 まり 犯罪被害というものは、 は規範的 本来的に現実態としての事実という本質をも な視点を混ぜ込めることによって姿を現してくる、 n *ts* 何か現実態とし 矛盾を容認する では ならば、 15 い。 逆に、合理性とい ての現象が起こっ 口 実際、 ジ ッ ク 放射 で触 として捉える (パラコンシ 能問 た ちつ たとい 題 K 関 本 9

101 ずれにせよ、 い わば相互浸透しあら側面をも有しているのであり、 Ź ク 合理 性 は 順 に事実性から 規範性 そうしたありようが、 へと向 から概念の並び 「予防原則」というい であり、 相 4

ント論理)

さえ提起されらるのだから、

この程度の合理性概念の変遷は十分に想像可

能だからである。

K

区

别

わ

ば

鬼

なるミッションとなるだろう。

子をたたき台として垣間見えてきた。そして、そうした眺望の果てに「合理性のキネマティクス」と呼ぶべき様相、 :かび上がってきたのである。こうした「合理性のキネマティクス」について、さらに追究していくこと、それが次 が

- (1) 私は、二〇一三年七月一二日に、福島県立福島高校に招かれ、「生と死、そして道徳のディレンマについて考える」と題して、 発言したいことがあった」と言ったそうである。事柄のデリケートさがひしひしと伝わってくる。こうした被災地に暮らす若者に対して を行った。 ほしい。これはまことに繊細な問題で、いま日本人の道徳性が問われているのである。 で伝えなければならない。そうした配慮なしに、軽々に語ることは、多くの人々を傷つけることになってしまうことに、ぜひ思い至って ゆめしてはならない。危険性やリスクは、 に逃げなければならないし、不安に思うべきだが、必ずしもそうでないならば、「危ないから逃げろ」「不安に思え」といった発言はゆめ だとしても、よほど配慮をしないと、実はかなり被災地の若者にダメージを与える。将来への不安を与える。したがって、そうした発言 外部の人が、「早く避難すべきである」とか「不安に思うのは当然である」と述べるとしたら、そうした発言は、たとえ善意に発するの た高橋先生から伺った後日譚によると、プログラム終了後に、「議論したいことは何もない」と答えた生徒さんが、泣きながら、「本当は ない、という想いがあるのだろうと私は理解したし、十分に共感できる状態であった。ところが、ディスカッションを担当していただい り放射能問題について議論したがらない、ということである。「何か論じたいことはありますか」と水を向けても、「何もない」と答える 浜田伸一教諭に大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。 彼らは、すでにいろいろな情報を得て、自分自身で考えて、福島の現地に居残ることを決断した人々である。蒸し返されたく 講演後、十数人の生徒さんたちとテーブルディスカッションも行った。そこで気づいたことは、多くの福島の高校生は、 自分の発言が本当にしっかりした根拠に基づくかどうかを、心して確認する義務がある。むろん、本当に危ないならば絶対 過少に見積もっても、過大に見積もっても、いけない。難しいことだが、そのままネットの値 なお、福島高校での講演に際して、本間稔校長先
- 選ぶ人はいないので、がん発症リスクを増大させることは自身の基本的利益に対する妨げになる、という点だとされている(Finkel ク被害(risk harm)」という概念を導入しているが、その根拠は、 人々の最も根源的な利益に対する妨げを生じさせる、という意味で、リスクに暴露されることそれ自体が「被害」である、と考える フィンケルシュタインは、 通常のフィジカルな次元で生じる「結果被害(outcome harm)」だけでなく、 通常の、自殺念慮のない人で、がん発症のチャンスを高めることを

ないだろうと論じてる(Perry, 2007, p. 201)。私自身は、「結果被害」と「リスク被害」とを区別している時点で、すでに「被害」と 分がボリショイバレエの公演を楽しみにしていたときに、公演がキャンセルになった場合、残念には思うが、被害を受けたことには 「リスク」の内包的相違が承認されているのではないか、とまずは論じたい。 p. 974)。 ペリー 量的多寡を問題にしなければ、 iţ フィンケルシュタインの見方に対して、 放射線被曝や活性酸素の発生という意味で、 利益の妨げがすなわち被害になるとは言えない、 加えて、本稿で述べたように、 日常的に四六時中生じているので、「リスク がん発症リスクの増大など

3 に駆使して)全力で講じる、という態度の方が誠実であるように感じる 人々はいずれ死ぬ、 結末になってしまうように思われるのである。 スク評価をもたらし、現実離れしていってしまうことにならないか、と危惧する。 電話の電 るように読める。 いは地球全体に壊滅的損害をもたらしかねないような甚大な規模となる恐れがあるもの」(中山、二〇〇四、二七一頁) 対して、「予防原則」の眼目は、「計算不可能なリスク」というものが出現したことによる認識論的枠組みの変化に対応した新たなアプロ - 形而上学的アプローチ」に入り込みすぎて、潔癖症的なゼロリスク観念に至り、結局のところ、具体的施策には使用できない、という 「計算不可能なリスク」という概念が理解しにくい。 ・チを提起しているところにある、 中山竜一は、統計的な費用便益分析あるいは期待効用最大化原理に基づく意思決定や法体系は予測可能なリスクに基づいている こうした「計算不可能なリスク」という、 という概念は空転していく、という論点も再確認したい。 将来的に見て、「計算不可能なリスク」をもたらすと言うべきなのか。iPS細胞の実用化はどうなのか。 しかしでは、三・一一の津波震災は「計算不可能なリスク」だったのか。福島原発事故はどうなのか。 人類はいずれ滅びる、 として、 という覚悟のもとで、最善の安全策・改善策を(たぶん伝統的な費用便益分析を最大限に精緻 「予防原則」の意義をポジティブに評価している(中山、 いわばカタストロフィー的な概念を導入することは、 私は、かえって、日本文化の基礎をなす「無常」の観念や 中山の言葉によれば、それは、「ひとたびそれが現実化すれば一つの社会全体、 論理的には瑕疵はないのだが、 事実上止めどもないような過剰なり 1100四)。 「常住死身」の思想に立ち返り あまりに理想主義的な 趣旨は理解できるが、 あるいは、 と規定されてい 正直に言え

(4) 私は、二〇一三年三月はじめに、 ミナー」に出席してきた。そこで、 避難した人々の避難生活に起因する肥満や高脂血症の増加であり、 福島にて医療活動に携わる小早川義貴氏の報告により、 福島県伊達市にて開催された「福島原発事故による長期影響地域の生活回復のためのダイアログセ それに対応する行政保健師の充実が求められている、 問題の中心は、 放射線被曝というよりも

5 二〇一二年一一月二日 朝 H 「新聞」 朝刊 私の視点 欄に掲載された、 相馬中央病院医師の石井武彰氏のレ ポートに基づく

6 ただし、 私個人は、 図1に示された事態を冷静に見るとき、全体としては、 (福島第 原発直近地域を除く地域に暮らす)福島県の

せよ、私自身、 ていく、という選択の方が被害を少なく押さえることのできるベターな行動である、と評価している。ただ、そうした意思決定には、年 人々がそのままとどまる、あるいは避難した方々に関しては、時間切れになる前に自宅に戻る、そして免疫力を高める生活態度を心掛け 研究者は、そうした各個人の判断に対して、できる限り良心的な判断材料を誠実に提示することに努めるべきだと考える。いずれに **微力ながら、被災者の方々に対して支援の気持ちを少しでも伝えることができれば、とても嬉しい。私は、福島そして東** 職業、教育などの多様な要因がかかわり、個人個人において事情は千差万別なので、最終的には個人の判断によるしかな

【参考.文南】

北の地が必ずや復興することを強く信じている。

Davidson, D. University Press, pp. 289-305. (邦訳「不合理性のパラドクス」金杉武司訳、『合理性の諸問題』春秋社、二〇〇七、二七六~三〇五 (1982) "Paradoxes of irrationality," R. Wollheim and J. Hopkins eds., Philosophical Essays on Freud, Cambridge

Duff, A. (2003) "Restoration and Retribution," A.V. Hirsch, J. Roberts, A.E. Bottoms, K. Roach and M. Schiff eds., Restorative Justice and Criminal Justice: Competing or Reconcilable Paradigmas?, Hart Publishing, pp. 43-59

Finkelstein, C. (2003) "Is risk a harm?," University of Pennsylvania Law Reviews 151, pp. 963-1001 デュプイ、ジャン=ピエール(二〇一一)『ツナミの小形而上学』(嶋崎正樹訳、岩波書店)。

Gillies, D. (2000) Philosophical Theories of Probability, Routledge.

Graham, J.D. and J.B. Wiener (1995) "Confronting Risk Tradeoffs," J.D. Graham and J.B. Wiener eds., in Protecting Health and the Environment, Harvard University Press $Risk\ vs.$ Risk: Tradeoffs

放射線医学総合研究所編(二〇〇七)『低線量放射線と健康影響――先生、放射線を浴びても大丈夫?と聞かれたら』医療科学社

ノ瀬正樹(二〇一三a)『放射能問題に立ち向かう哲学』筑摩選書。

ノ瀬正樹(二〇一三b)「放射能問題の被害性 ター編、二〇一三)一九~四七頁。 ―哲学は復興に向けて何を語れるか」『ポスト福島の哲学』(東洋大学国際哲学研究セン

Manson, N.A. (2013) (originally 2002) "Formulating the Precautionary Principle," A. Bird and J. Ladyman eds., Arguing About Science, Routledge, pp. 607-616

Morris, J. (2000) "Defining the precautionary principle," J. Morris ed., Rethinking Risk and the Precautionary Principle,

worth-Heinemann, pp. 1-21.

中山竜一(二〇〇四)「リスク社会における法と自己決定」田中成明編『現代法の展望中西準子(二〇一二)『リスクと向きあう――福島原発事故以後』中央公論新社。

Nomura, S., S. Gilmour, M. Tsubokura, D. Yoneoka, A. Sugimoto, T. Oikawa, M. Kami, and K. Shibuya, (2013) "Mortality Risk ─―自己決定の諸相』有斐閣、二五三~二八○頁。

Nozick, R. (1974) Anarchy, State, and Utopia, Basic Books, Inc. (邦訳『アナーキー・国家・ユートピア』島津格訳、木鐸社、一九八 amongst Nursing Home Residents Evacuated after the Fukushima Nuclear Accident: A Retrospective Cohort Study, "PLOS ONE on line. 27 March 2013. (日本語による要約が www.m.u-tokyo.ac.jp/news/admin/release_20130327.pdf にある)。

Perry, S. (2007) "Risk, harm, interests, and rights," T. Lewens ed., Risk: Philosophical Perspectives, Routledge

Sandin, P., M. Peterson, S. V. Hansson, C. Rudén, and A. Juthe (2013) (originally 2002) "Five Charges Against the Precautionary Principle," A. Bird and J. Ladyman eds., Arguing About Science, Routledge, pp. 617-628.

Sunstein, C.R. (2007) Worst-Case Scenarios. Harvard University Press.

(邦訳

『最悪のシナリオ――

巨大リスクにどこまで備えるの

か』田沢恭子訳、みすず書房、二〇一二)。